

一九七七年二月一日第三種郵便物認可

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

東京都渋谷区本町六丁目二八の二コーポルケ谷九〇四 電話(03)3337714 649 FAX(03)329915367
振替 〇〇一〇〇一 九一五八四三二 労金 中央労金本店 No.1154163

購読料 月額 600円 6カ月前納制

〈もくじ〉

■巻頭言■

日本の「歴史、伝統、文化」

滝野 忠……………2

国の基本問題検討委を提起……………3
——日本経団連第三回総会から——

鉄建公団訴訟の論点整理と……………5
全税関の国家賠償訴訟の闘いから学ぶもの 木山 誠……………5

支払い能力論に屈服……………9
——労働組合大会のはじまりにあたって——

誌代値上げ(二〇〇四年八月から)のお願い……………10

EU拡大と世界の政治・経済……………11
編集部……………11

大阪で、加藤・岡田両弁護士招いて国鉄闘争シンポ……………13

読者からのおたより……………14

旬刊 社会通信

NO. 905

二〇〇四年七月一日号

二〇〇四年七月一日発行
(毎月一日・二日・三日三回発行)

日本の「歴史、伝統、文化」

現代は情報通信・グローバル化の時代という。日本が倭（わ）と呼ばれていた時代、中国大陸・朝鮮半島の渡来人から伝授された漢文から万葉仮名、仮名とカタカナを創造した。仮名は女文字とされ、支配階級は漢文を主とし、日本の歴史は記紀（古事記、日本書紀）とりわけ日本書紀の解釈学とされ、中国古典が国治を考える素材とされた。それは江戸末期にまでおよび、明治の文化人が漢籍の素読を教養の基礎としていたことは、彼らの文章を読めばすぐにわかる。

日本の商業資本は鎌倉時代一四・五世紀に朝鮮半島、中国沿岸と商交するばかりか、東南アジアにも進出した。倭寇（わこう）である。彼らは中国の文物をかつての遣隋使、遣唐使以上に持ち帰った。これと同時に生まれたのが土一揆という民衆運動で、大きな社会的現象として現れたのが一四二八年頃からである。日本はこの時代、西洋のルネッサンス、宗教改革にも匹敵する「疾風怒涛」の時代を迎えていたのだ。

こんな時、キリスト教が日本に伝来した。ザビエル、一九四九年のことである。彼の航海記は往時の日本が、他のアジア諸国とは比較にならぬほど進んでおり、国民性はおだやか、小ざれい、知的好奇心に満ち、国土は緑豊かであることを記している。この叙述は江戸末期、開港を求め日本を訪れたすべての航海記が記す原型である。

この時代、日本は資本主義社会をスペインやイギリスに先立って達成するかの情勢にあった。土地貴族、彼らに打ち勝ち農兵の独立武装集団をつくった武士階級は、その後、刀狩り（豊臣、徳川時代）、鎖国政策（徳川）を実行することで、日本を封建時代へと押しもどしてしまった。徳川政権は武士・大名を支配するため政農分離政策を実行した。大名の資力を抹殺するための参勤交代策である。このことは、逆に農を中心とする封建体制を内から崩す政策となった。武士階級は江戸と国元の二重生活を余儀なくされ、商業資本が活気づいたのだ。

最近では「紫式部日記」「政談」（荻生徂来）、「東海道中膝栗毛」を目にした。紫式部日記では『共産党宣言』のいう貴族の「のらくら生活」とはどういうものか、『政談』では徳川吉宗の時代に封建制が崩れ、当時の支配階級がどう建て直そうとしたか、八次さん北さん物語では日本の歴史・伝統・文化の源流といわれるお伊勢参り（伊勢神宮参拝）のなるとるかを知ってみたいのが問題意識だ。

紫式部日記では当時の王朝の伝統が連綿とくり返される。皇子（みこ）誕生と延々とつづく行事の数かず。そして、若侍たちと女官の恋歌。そこには働く者（農民）の姿はなにもない。彼らを搾取することで詩歌管弦にうつつをぬかす王朝の姿である。

政談では、金万能社会秩序の再編が訴えられる。どこをモデルにしているかといえれば、古代中国の四王の時代。四王の時代は原始共産体の時代。吉宗時代は貨幣経済時代であるから、参考にもならぬ。だが徂来は大まじめに再建策を吉宗に上奏する。

八次さん北さんには「天照大神」なんてハナから意識がない。現代でいえば、お伊勢さんといえば、赤福、伊勢えびねとの程度である。自民党が強調する「歴史、伝統、文化」は、明治からのことにすぎない。

（瀧野 忠）

国の基本問題検討委を提起

— 日本経団連第三回総会から —

財界の社会的役割

資本の本質は儲けることである。経営者は資本から儲けることを依頼させられた階級であるから、経営者の社会的責任は資本価値を増殖させること、さらにその条件を政治、経済、社会的に準備することである。これに対し、労働組合の社会的役割は、資本の価値増殖運動を制限すること、労働者階級、勤労者総体の労働条件向上、資本の搾取・抑圧・収奪に抗したたかうことである。

つい二年前まで、日本には独占企業の塊が二つあった。一つは労務管理のためにつくられた日経連、二つは財界の方針・政策を政治の場に反映する経団連だ。しかし、大企業では労務管理をしないままに、労働組合が経営者に接近してしまった！ 経団連が日経連を吸収合併し、二〇〇二年五月二十八日、日本経団連が誕生した真の姿である。日本経団連は独占資本ただ一つの団体として、資本がより儲けることができる条件づくりのために活動する。それが、財界利益団体の日本経団連だ。

「春闘」は過去になった

日本経団連第三回総会は五月二八日開かれた。総会のメインは会長あいさつ、〇四年度事業計画、決議「企業のダイナミズムを引き出し新たな未来を切り拓く」、他に役員改選がテーマとされた。

奥田会長はあいさつで、「日本経団連が政策提言能力と実行力を兼ね備えた、行動する経済団体として活発に活動するよう努めてきた」と、具体的には①税制改正—研究開発・IT投資減税、住宅関連税制の拡充、②規制改革や構造改革特区制度の推進、③労働関連法制の改革、④産学官連帯の推進、⑤知的財産政策の強化、⑥春季労使交渉の見直しをあげた。

日本経団連にとって、「春闘」はすでに過去のことだ。したがって、春闘について述べることはほとんどなく、「経営労働政策委員会の活動を通じ、これまでの賃上げを中心としていた春季労使交渉を、人事処遇制度をはじめとする経営諸課題について、広範な議論を行う場とするなど、そのあり方を見直すことができたと存じます」と述べるのみである。

日本経団連の最終集計は調査対象の主要二十二業種、大手二百八十八社のうち、平均額がわかっている百五十四社の妥結額平均は五千三百七十八円、賃上げ率は一・六四%と発表した。これは前年の最終妥結実績（百八十五社、平均五千三百九十一円、一・六五%）と比べると、金額で十三円のマイナス、率で〇・〇四ポイントのプラスで、日本経団連にとっては痛くもかゆくもない数字だ。だから、〇四春闘の結果について、①産業・企業間の業績格差が顕著になるなか、各社で人件費支払い能力にもとづいた賃金決定が一層進み、横並び賃金決定の崩壊がより顕著になった、②賃金は昨年同様に厳しい交渉結果となった反面、企業業績の成果は賞与・一時金に反映させる動きが定着してきた、③多くの労働組

合がベースアップ要求を見送り、これら企業では定昇実施、賃金体系維持との回答が経営側から示された。加えて、新人事制度に基づく賃金決定を四月から実施することを締結した企業も出るなど、春の交渉を機に、いわゆる年功型賃金制度からの脱却を図る動きも顕著になっている。との視点から「春季労使交渉は総合労働条件交渉という方向に進んでいる」と結論する。

財界奉仕の政治、教育

日本経団連は独占資本の利益団体だ。最大限利潤を追求し、そのための政策を政府にぶつける。奥田は政府に「スピード感ある政策展開」を求め、資本が自由自在に資本投資できる法律・制度づくりを求める。その一覧表が「日本経団連の二〇〇四年事業計画」で(1)経済・法制、(2)社会、(3)行革・産業・国土、(4)技術・環境・エネルギー、(5)経営労働、(6)国際関係とすべての領域におよぶ。

主要な政策とは①税制、財政構造、社会保障制度の一体的改革の推進、②スピード感のある規制改革の推進、③総合的なエネルギー政策の推進、④外国人の受け入れ問題への対応、⑤労働法規の整備、⑥開発援助の効率的・効果的推進などが列挙される。とりわけ重視されているが(1)政策本位の政治の実現、(2)教育改革の推進で、それぞれこう記す。

「政策本位の政治の実現に向けて、政党の政策評価を実施するとともに、政党の政治資金団体に対する企業の自発的な寄付を企業の社会的責任の重要な一環として推進する。同時に企業人が政治と直接対話する機会を設ける。」

「教育政策のあり方について提言をとりまとめ、その実現を図る。また、企業内教育のあり方に関し検討を行うほか、高校の進路指導教員の資質向上、社会的視野の拡大を目的としたプログラムを開発する」

教育分野でもトヨタ方式のマニュアルをつくり、企業に奉仕する人材づくりを行うというのである。

決議は「企業の付加価値創造力向上」を謳い、「個人の意欲、活力を引き出す」「地域の自力を促す」を口実に、いわゆる自己責任論が全面展開される。企業は余分な金を出したくないのだ！

いよいよ憲法論議も

今度の日本経団連総会にはじめて憲法「改正」問題が提案された。事業計画、「政策全般」の第二項に「21世紀における国家像・国家戦略の検討」するとして、「国の基本問題検討委員会」が新設されたことである。その目的についてはこう記されている。

「憲法改正、安全保障政策をはじめとする二十一世紀におけるわが国の国家像、国家戦略について検討する」

個人で構成される経済同友会はずでに憲法改悪の試案すら出している。日本経団連が憲法改悪方針を出したのははじめて。奥田会長は記者会見で①国のあり方や憲法問題、安全保障問題などについて、経済界としても客観的に検討する必要がある、②憲法や自衛権をめぐる議論などの問題を深掘りし、政府でも話し合っていきたいと、憲法、安全保障問題が政策評価の対象になることを示唆している。

鉄建公団訴訟の論点整理と 全税関の国家賠償訴訟の闘いから学ぶもの

本誌、六月一日（九〇三）号で鉄建公団訴訟の闘いの現状と国家賠償訴訟について若干触れたが、論点の整理と全税関の国家賠償訴訟の闘いから学ぶことにする。

一、被告、鉄建公団側の主張

(1) 雇用関係確認については、再就職促進特別措置法は清算事業団三年間で失効であり解雇した事業団の措置は正当であると主張している。さらに最高裁判決が「再就職の準備として雇用契約関係終了に向けての準備期間を置くことを目的としたものである」という点をことさらに強調し、更に再就職促進法所定の三年間において再就職活動の指導・斡旋に尽力し、多くの再就職先を確保したのであるから「地元JRへの採用」に固執した原告の主張は、かかる解雇の効力が否定される余地はないとしている。

(2) 損害賠償については、国鉄ないし国鉄が移行した事業団に対し請求すべきことに何らの制約がなかったにもかかわらず、(国労は)その請求をなすことなく、長期間を徒過したことは時効の中断は認められず、三年が経過しており民法七二四条所定の消滅時効が成立していると主張している。

更に、事業団、鉄建公団と被告に係る事情の変化は著しく、事業団が解散するなどしたために、関係資料の散逸は免れえなかった結果、現状における立証に多大な制約、支障が生じていることは明白であるとしている。そして、鉄建公団から組織改変した運輸施設整備支援機構の調査役である佐々木雅夫氏は一九九〇年四月一日から一〇年経過後、各支社の組織改正の時期に廃棄したと主張している。

(3) JR採用差別の不当労働行為については争うとしている。

二、原告側の主張

(1) 雇用関係確認については、再就職促進特別措置法一四三項で「国の策定する基本計画は移行日から三年以内で全ての清算事業団職員の再就職が達成されるような内容として定められなければならない」と規定しており、国及び清算事業団の義務規定であるにもかかわらず特別措置法に規定された具体的な再就職斡旋対策を放棄して解雇したこと、また、JR採用差別を行い、地労委命令が出た当時、JRの株を一〇〇%保有していた清算事業団がJRへの再就職斡旋の責任も放棄したことは解雇権の乱用と主張している。

また、JR広域異動に応ずることが出来ない職員が国鉄清算事業団に収容されたにもかかわらず特措法一六条の規定を無視し公的前倒し採用八〇〇〇人未実施のままにJR広域採用を「前提」とする基本計画を策定すること事態が法律違反であり、それをもって「地元JRに固執」したとして一方的に解雇することは再就職斡旋の放棄であり解雇は無効である。また、一九八七年三月三十一日まで働かない怠け者という攻撃をして人材活用センタ―に強制発令し、JR採用差別を直接担った国鉄の管理者が一夜明けた四月一日には清算事業団の管理者として、再就職斡旋(働きの元国鉄職員として企業要請する)を行うな

ど欺瞞に満ちたものであった。そこにはおよそ信頼関係は生まれず一般常識では到底考えられない非人間的行為であった。

原告側は、特別措置法の時限立法論に対する判断として、訴えの追加的変更申立（予備的請求）を行い、J Rに採用されていたら得られたであろう生涯賃金、年金の損害賠償請求を突きつけ簡単な判断で撥ねつけられない措置を取った。これに対しても訴訟救助が決定された。しかし、安易な判断は危険であり敵の最大の弱点である不当労働行為の認定に全力を上げることとする。

(2) 損害賠償については、国家機関があつち、こつちと使用者責任を「たらい回し」にした事実（注・参照）から、鉄建公団の主張する消滅時効が成立する余地はまったくない。また、二回の訴訟救助決定は消滅時効の成立の要素がないことの裁判長の判断でもある。更に、清算事業団自らが一九九〇年七月五日に提訴した宿舍立退き訴訟に対して、国労は採用されていれば立ち退く理由はないとして争いが続き、二〇〇〇年一月二日に釧路が最後の和解であり、鉄建公団訴訟の提訴は二〇〇二年一月二八日であり消滅時効は成り立たない。

使用者責任で「たらい回し」にして国労をつぶすことが目的であるとすれば、まさに中曾根元首相の発言と一致する国家的不当労働行為である。今後の立証で原告側は当時の中曾根元首相、橋本元運輸大臣などを証人として申請することを決定している。

(注) ① 国営企業体労働委員会（旧公労委）はJ Rとした。② 地労委命令・中労委命令はJ Rとした。③ 地裁判決は旧国鉄とした。④ 高裁判決は村上全動労事件がJ Rとし、他の高裁判決は旧国鉄とした。⑤ 最高裁判決は旧国鉄とした。⑥ 東京地裁は、地裁の意見としてJ R、旧国鉄を両論併記とした。⑦ 臨調専門委員の山同陽一氏は、小林勤武氏の批判に対して、国鉄改革法は団体交渉権を否定するものではないと激しく反論した。（一九八六年五月八日付朝日新聞論壇）しかし、国鉄に責任がないとして団交は拒否され採用差別は強行されたのである。⑧ 混乱のもとである国鉄改革法を策定した政府・運輸省は国会答弁で係争中の事件には発言できないと拒否しておきながら、国労をつぶす「四党合意」には積極推進であったことは許される行為ではなく重大な不当労働行為である。

(3) J R採用差別の不当労働行為について

最高裁で使用者責任が旧国鉄・清算事業団と確定したことで、裁判もしくは口頭弁論におけるJ R採用差別の実態に対する論争は初めてとなるが、反動的な村上全動労高裁判決は最高裁判決で基本的に消えたことから地労委、中労委で認定されているJ R採用差別の事実立証は、鉄建公団にとっては決定的に不利な状況に追い込まれたことになる。

更に、鉄建公団側は関係資料は廃棄して存在せず立証に多大な制約、支障が生じていると主張しているように、事実立証せずに法律判断による決着が基本姿勢であり一月二十九日には結審を主張している。

最高裁判決は、使用者責任を旧国鉄と明確に言い切ってしまった背景は、三対二という拮抗した少数意見の反論のあおりでもあるが原告には追い風である。国鉄改革法は合憲とされ、使用者責任は旧国鉄で確定した。そして不当労働行為は認定されたが、旧国鉄に雇用関係継続は認めないという事態になれば法治国家では許されない民主主義否定であり、

憲法違反の国鉄改革法を合憲としたことによる矛盾である。

八・三〇申し入れに対して運輸省・J Rは改革法を誠実に実行したと主張したが、誠実に実行して不当労働行為が発生する改革法を合憲とする論理はない。この矛盾を覆い隠すために政府・国土交通省は国鉄闘争終結を画策するのである。

国労本部自らが破産寸前と主張する二万人足らずの少数組合になぜ鉄道局長が対応するのか、自分が鉄道局長の立場で考えれば簡単なことである。採用差別の認定は政府・鉄建公団にとっては最大の弱点であり、この闘争の最大の課題であり、九月頃からの証人調べの闘いに入る。

①地労委命令で不当労働行為が事実認定されている。②中労委命令で全部ではないが不当労働行為は事実認定されている。③地裁判決は不当労働行為はなかったと言い切っていない。④高裁判決は全労働事件だけが国策は不当労働行為にはならないとしたが、他の高裁判決は不当労働行為はなかったと言い切っていない。⑤最高裁判決も不当労働行為はなかったと言い切っていない。

三、ILO 誤情報提供に対し国家賠償訴訟で国の責任を徹底追及する闘い

政府・国土交通省のILO に対する誤情報の提供により不当労働行為はなかったとして、四党合意に基づく不当な勧告が出されたが、本部は一向に政府責任を追及しないことから原告六名が五月二四日、東京地裁に提訴した。

一月一五日の「上告棄却決定」で国の責任は免れたが、国家賠償訴訟で司法の場に引きずり出した。

四、全税関の二七年半におよぶ国家賠償訴訟の闘いから学ぶもの

大蔵省・税関当局は、全税関つぶしを目的として全税関組合員に対して昇進・賃金・研修・スポーツ・厚生のあるゆる分野で徹底的に差別しながら露骨な脱退工作を強行した。

全税関は団結権侵害と賃金差別攻撃に対して、一九七四年六月に国家賠償訴訟を提訴した。東京、横浜、大阪、神戸の四地裁に各約一〇〇名規模で原告総数約四五〇名による総額約四億五千万円の損害賠償を請求した。

最高裁は、横浜、大阪、神戸事件は二〇〇一年一月一四日に、東京事件は二〇〇一年一月一三日に、判決を下した。大阪、神戸は敗訴し、横浜、東京は勝訴した。

東京、横浜、大阪、神戸の各事件の差別意思、差別行為、格差の諸点につき、事実、並びに主要な証拠が同じであるにもかかわらず不当な判決である。深澤裁判官は多数意見に反対意見を提出している。

提訴から判決まで実に二七年半の年月であったが、国に団結権の侵害を認めさせる大きな成果を上げることができた。しかし、損害賠償は横浜、東京に各二五〇万円程度であり、組合員個人に対する損害賠償をまったく認めない不当な判決であった。

国は敗訴したことに対して公式な謝罪はしていないが、国会答弁や局長交渉では「最高裁判決を重く受け止めます」と発言している。現在正の闘いを継続している。基本方針を放棄せず国による団結権の侵害を認めさせる大きな成果を勝ち取ったことは、規制緩和攻撃による労働基本権の侵害攻撃が続く中では重大な意義をもつものである。

国家的不当労働行為であるJ Rの採用差別攻撃の闘いに大きな影響を与えるものであ

り、全税関の闘いから何を学ぶのか、詳細な検討を行い国鉄闘争の糧として勝利することが労働基本権の侵害を阻止する力となり、信頼を勝ち取ることになるのである。

しかし、国労本部と闘争団連絡会幹事との意見交換の報告書によれば、使用者責任は旧国鉄・国鉄清算事業団と明確に言い切った最高裁判決を無視して雇用関係確認を争わず、国家賠償訴訟などによる国土交通省との折衝で「政治解決」をはかるとしている。

本部の考え方は、闘争の原点であり、政府・国土交通省の最大の弱点であるJR採用差別の不当労働行為を争う権利回復の基本的な構えはまったくなく、闘争が長くなつたので闘争終結のための小手先の道具として国家賠償訴訟を利用する、不真面目な態度と批判されることになる。

この本部の考え方は、全税関の国家賠償訴訟の闘いから学ぶものは何一つないことになる。逆に全税関が国から奪い返して前進させた労働基本権を、国労本部が引き倒す行為と批判されて当然である。

新自由主義の規制緩和攻撃により労働基本権の侵害攻撃が続き、年間三万人の自殺が発生している今日、国による団結権侵害を認めさせた全税関の二七年半におよぶ国家賠償訴訟の闘いは大きな成果であり、これを国家的な不当労働行為である国鉄闘争に有利に結合させる闘いが重要である。

しかし、今日の国鉄闘争には長期化し、個人の損害賠償をまったく認めない判例をつくられた国家賠償訴訟を単独で闘う情勢にはなくまた、その必要もない。国鉄闘争には労働基本権侵害で全税関の闘いに連帯となり、長期にならずベストの闘いである雇用関係確認の鉄建公団訴訟があるからである。勝訴後、賃金差別の是正闘争を続けている全税関と共闘する闘いは国土交通省、財務省にとつては思わぬ反撃であり大きな痛手となる。

政府・国土交通省は、JR採用差別の不当労働行為を発生させる改革法を作り一二・一五「上告棄却決定」で改革法は合憲とされ責任を免れているが、不当労働行為の事実で司法の場に引きずり出す国家賠償訴訟を結合させる闘いが重要である。また、ILOに対する誤情報を提供して不当な勧告を出させた政府・国土交通省の責任を追及する国家賠償訴訟も五月二四日に提訴したが、その闘の一つである。

今、国労本部の重大な欠陥は、政府・国土交通省を追い込み要求を獲得する基本となる法的に最後に残された雇用関係確認の鉄建公団訴訟の闘いを放棄していることである。

要求と闘いを前面に出さず、ただひたすらに政府・与党に頭を下げてのお願い回りで「政治解決」を求め、四党合意のILO勧告に対する政府の出方を見て、脅しにもならない訴訟を小出しにして要求を吊り上げようとする姑息な態度は労使対立という基本の中にあっても正当な労働運動ではなく、闘争を長引かせるばかりであり要求獲得も不可能である。脅しにもならないという意味は、闘う構えもなく長期闘争になる国家賠償訴訟では国労本部はもたないという政府・国土交通省の判断である。

しかし、国労本部が「四党合意」のようにすべての権利を放棄して丸裸になれば、国土交通省の丸山鉄道局長が気を遣って涙金ぐらひは鉄建公団から出させる配慮はしてくれるであろう。本部の方針対応を新「四党合意」と批判する所以である。

また、本部主張の国家賠償訴訟の責任所管庁は「法務省」であり、国土交通省が仕切る立場にはなく丸山鉄道局長は高見の見物である。不当労働行為の証人として丸山鉄道局長を呼びつけることは、可能かどうかは別にして国労本部には出来ない相談である。

【本誌六月一日号の誤りと訂正について】

①地位確認の鉄建公団側の論点は再就職促進特別措置法の三年間時限立法論を基本として解雇は正当と主張している。

②無過失責任補償は国家賠償訴訟法第二条に規定されている「公の営造物」による場合の適用条項であり、人的問題に適用する条項ではない。
(木山 誠二)

支払い能力論に屈服

—労働組合大会のはじまりにあたって—

今年もまた組合大会のシーズンが始まった。大会テーマは(1)春闘「改革」、(2)成果・成績主義に席卷されている賃金・雇用制度、(3)組織率減少と組織・財政改革、組織拡大、(4)パート労働者等の労働条件向上、均等待遇、(5)年金改革、(6)参院選、(7)保守反動化する政治問題が全労組に関連する課題となる。

産業別、企業別では、(1)公務員労働者にかかわる公務員制度「改革」と民営化、(2)郵政関連労組では民営化と二大労組の統合問題、(3)JR関連労組ではいわゆる「革マル」支配に抗する「民営化闘争」と三極状態の労組再編といった問題である。破たんした四単産合同問題も交通四単産では大きなテーマとなるに違いない。

最近、全労生(全国労組生産性会議)について論評したちよつと面白いレポートを目にした。全労生とは財界が推進する生産性向上に協力する労働組合で構成される組織だ。

生産性運動はILOのフィラデルフィア宣言(一九四四年四月)「団体交渉の実効的な承認、生産性向上に関する経営と労働の協力、ならびに社会的および経済的措置の準備と適用に関する労働者と使用者の協力を達成するための計画を、世界の諸国間において促進することがILOの厳粛な使命である」にもとづき、一九五五年に政府が「わが国生産性運動の中核たる日本生産性本部を民間体として設立し、政府が行う生産性向上対策と相呼応して、民間において国民運動的規模において活発な運動を展開し、わが国産業の生産性の飛躍的向上をはからんとする」ことを目的につくられた。

この時、つくられたのが「生産性運動の三原則」で(1)完全雇用、(2)労資協議、(3)成果配分を、次のように謳った。

「(1)生産性の向上は究極において雇用を増大するものであるが、過渡的な過剰人員に対しては、国民経済的観点にたつて、能うかぎり配置転換その他により失業を防止するよう、官民協力して適切な措置を講ずるものとする。

(2)生産性向上のための具体的な方式については、各企業の実情に即し、労使が協力してこれを研究し、協議するものとする。

(3)生産性向上の成果は、経営者、労働者および消費者に、国民経済の実情に応じて公正に分配されるものとする。」

生産性運動(日本生産性本部)は社会経済国民会議と合同し、社会経済生産性本部(一九九四年)となり、日経連は経団連に吸収され日本経団連(二〇〇二年五月)となり、労資、政はほぼ「横並び」となった。この結果が二〇〇〇年以降の賃上げの「横並び」廃止。意味するところは企業の支払い能力論による賃金決定である。

トヨタは儲けに儲けている。生産性三原則によれば『公正』な配分が労働者にもおこなわれなければならない。しかし、トヨタはベアゼロ宣言である。他方、生産性はものすごく高くなった。工場は自動化、ロボット化し、二十四時間製品を湯水のように吐き出す。資本の有機的組織の高度化は労働者を工場から追い払う。生産性向上は労働条件が以前のままで大量失業社会の原因たることを生活を明らかにしたのだ。

全労生は六月中央委員会を開く。そこで今問題になっているのは、「全労生の役割は終わった」ということである。その理由として①必要な運動は連合に包括されている、②日本経団連の言動は生産性運動を否定していることが上げられる。この発言の意味はとてつもなく大きい。

第一に、連合に生産性運動が包括されてしまったということは、連合が生産性運動の母体が変わったことを意味し、労働組合が労働組合でなくなってしまうことを理論的、論理的に意味するからである。

第二に、日本経団連は生産性運動を否定するということは、労働組合が生産性運動にもとづくならば、日本経団連にその実現をめざしてたたかわなければならないことを意味してもいるからである。

資本はなぜ生産性運動に全力を上げたのか。労資協調の労働組合をつくるためである。労働組合は資本に包みこまれてしまった。その結果が今の労働運動である。今の労働運動の状況下に、冒頭あげた組合大会のテーマがある。

こうして考えてくれば、労働組合強化、再生にあたって労働組合員、労働者が考え実践しなければならないことは、労働組合とは何か、いかにあるべきかを考えることである。とりわけ、支払い能力論についてである。

誌代値上げのお願い

社会通信が月額購読料(送料ふくむ)を六百円にしましたのは、一九九四年五月一日号(第五九九号)でした。それから本号発行(第九〇五号)までの十年余、読者の力強いお力添えで定価をすえおいてまいりました。

読者諸氏もご存知のことと思いますが、政府は消費税の実質値上げ方策として、売り上げ一千万円以上について五%課税を強行し、それが本年四月から実行されることになりました。あと三年ちかくで一〇〇〇号という記念すべき号を迎えることになるだけに、内部努力で経費削減をはかってまいりましたが、活字離れと相まって現状は社会通信にとつてたいへん厳しいものがあります。

したがって、誠に不本意ではありますが、八月一日から左記のように購読料を改訂させていただきます。九〇〇号でもご連絡いたしました。ご理解のほどよろしくお願ひ申しあげます。

記

『旬刊社会通信』(月三回発行)誌代一ヶ月、現行六百円を二〇〇四年八月一日発行分から月額七百円に(六ヵ月分三千六百円を四千二百円に)。

六ヶ月前納制のお願いは従前どおり。これまでお預かりしています前納分は七月末で再計算させていただきます。請求・明細を八月一日号発送の際、ご一報させていただきます。

E U 拡大と世界の政治・経済

歴史 E U (ヨーロッパ連合) は、五月一日、旧東欧社会主義国、旧ソ連邦三ヶ国を飲み込み、十五ヶ国から二十五ヶ国へと拡大した。E U 結成までの歴史はこうである。

ヨーロッパ諸国は第二次世界大戦で疲弊、荒廃し一国で再建することは、大戦後の社会主義をめざす運動等の高揚とも相まってきわめて困難だった。二つの方策が実施された。

一つは第二次世界大戦で世界の富を集中したアメリカがおこなったマーシャルプランによる復興計画、二つはヨーロッパ大陸主要国の経済同盟である。この経済同盟は欧州石炭鉄鋼共同体 (E C S C ・ 六ヶ国)、欧州経済共同体 (E E C、一九五七年)、欧州共同体 (E C || E C S C と E E C が統合、一九六七年)、その後 E C に英など六ヶ国が参加。欧州連合 (E U) 発足は一九九三年、十二ヶ国で発足した。九五年に新たに三ヶ国が参加し、十五ヶ国体制となった。

拡大 単一通貨ユーロ導入は九九年。〇二年、九〇年を前後して社会主義を投げ捨てた中・東欧諸国など十ヶ国の新規加盟を決めた。

旧来の加盟国はドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イギリス、アイスランド、デンマーク、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、オーストリア、スウェーデン、フィンランド。総人口約三億八千万人、G D P 約八兆五千億ドルだ。E U の「大国」は独 (G D P 一兆九千億ドル)、仏 (同一兆三千億ドル)、英 (同一兆四千億ドル)、伊 (同一兆一千億ドル)。この四ヶ国で E U の G D P の六七%におよぶ。英はユーロ圏でない。E U はしたがって、独、仏両国が主導国である。

新加盟国はポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、ラトビア、リトアニア、それに地中海に浮かぶ島国のマルタ、キプロス。多くは社会主義経済体制から資本主義経済体制への転換に悪戦苦闘している国ぐにだ。もっとも大きいポーランドですら人口三千八百万。G D P 二千億ドルにすぎない。この十ヶ国の総人口約七千四百万、G D P 約五千億ドルである。

対立 E U は〇七年にルーマニア、ブルガリアを併呑する。この時、E U はロシアを盟主とする独立国家共同体諸国と国境を接することになる。ソ連邦崩壊後のロシアの G D P は約二千六百億ドル、人口一億四千万人。今では天然資源、とくに石油、天然ガス、木材という国土切り売りする発展途上国に転落した。

かつての同盟国、目下の国家群。さらには旧ソ連邦の独立国家が E U あるいは N A T O に飲み込まれていく。ロシアにとって E U 拡大は安保体制のみならず経済的にも「脅威」に映る。ヨーロッパ大陸「安定」のなかでの不安定要素拡大である。

三つの極 E U 拡大で E U は二十五ヶ国にふくれあがり、G D P 八兆九千五百億ドル、人口四億五千三百万人を擁する大経済圏となった。これに対するアメリカは G D P 十兆四百億ドル、二億八千八百万人、日本は四兆七千億ドル、一億二千八百万人である。

E U 拡大と競い合うかのようにアメリカはメキシコ、カナダとの間に N A F T A (北米自由貿易圏) をつくり、さらに F T A A (全米自由貿易圏) を構想する。日本は A S E A N (東南アジア諸国連合) 十ヶ国を視野に入れた A F T A (アセアン自由貿易圏) をねら

う。こうして、ユーロ、ドル、円が世界に覇権を求め競い合う。

三つの柱 国家連合EUとはなにか。どんな問題をかかえ、なにをめざそうとしているのか。もつといえば、EUは単一国家となるか、連邦制か、それともゆるやかな国家連合かである。単一国家論、連邦制は当面可能性はなく、現在の形態である主権国家間の協力がつづく。ヨーロッパ諸国は言語、民族、歴史、文化習慣は数千年来の歴史をもつからである。

EUは現在、三つの要素からなる。

第一は経済通貨統合をふくむ経済共同体としての姿である。共通通貨ユーロが導入されたのは九九年一月一日しかし、加盟国は十二にとどまる。それに先立ち九八年六月にはEUの経済政策の正式な決定機関ECB（欧州中央銀行）が設立された。人、モノ、カネの自由な流通をはかるというのである。

第二は主権国家間の協調強化をめざす共通外交・安全保障政策である。EUの機構は政治レベルのトップ機関である欧州理事会（六月、十二月定例開催）、閣僚扱いで構成される決定機関の理事会、執行機関である欧州委員会、それに任期五年、六百二十六名からなる欧州議会がある。欧州議会の主なる役割は予算承認で議員立法権はなく、議会といっても形式だけだ。

それは六月半ばにおこなわれた欧州議会選挙でも明らかになった。投票率はたったの四五・五％。選挙行動は大欧州をどうするとの意識は皆無。各国の政情が表に出た。結論は与党大敗である。それは現政府が進める①イラク戦争、②社会保障改悪への批判による。

第三は司法・内務協力である。これにはテロ、麻薬、マネーロンダリング対策、出入国管理、難民保護、移民などの問題がある。テロ拡大で、目下はテロ対策が中心となる。

統治機構 EU拡大でこれから論議されることは、「主権国家の協調強化」のあり方だ。EUが「主権国家」をこえる権力をもつ機構にするかどうかだ。

EUの政治機構は複雑だ。政治レベルの最高機関は①各国首脳、②欧州委員長からなる欧州理事会。決定機関は閣僚会議とも呼ばれる理事会。決定方式は特定多数決（各国配分八七票のうち六二票で決定）を原則とする。このもとに執行機関である欧州委員会がおかれる。委員は二〇人で予算は約一千億ユーロ。各国分担金はドイツ二八％、フランス一八％、イギリス一二％。歳出は共通農業政策に四五・八％、構造政策に三三・七％が費やされる。

上記の政治機関の下にあるのが欧州議会だ。権能はといえば①予算承認権、②新任欧州委員の一括承認権だけで、重要政策を立案、執行する権限はほとんどない。欧州議会は任期は五年。議席数は国別に配分される。EU拡大で議席数は六二六から七三二にふえた。憲法 このように、二重・三重の仕組みをもつEU政治機構をさらに強化するためにおこなわれているのが、欧州憲法制定作業である。憲法論議は五月半ばから始まり、六月には合意したいとする。すでにほぼ合意されているのは①EU大統領の創設。大統領はEUの顔になる、②EU外相の創設。外相は共通外交・安全保障政策を統括する、③欧州議会の発言力強化。欧州委員長選考に発言権、④全会一致でなく、多数決で決める分野拡大。司法・警察協力などで、外交・税制などは全会一致を継続するというものだ。

これに対し、「対立」するのが意志決定方式だ。EU拡大でEUは帝国主義諸列強からは発展途上国までをふくむ「複合体」となった。それら国家の意思をどう反映するかである。これまでの意志決定方法は各国に人口に応じて「持ち票」（各国配分八七票）が付与され、重要事項以外は特定多数決（六二票の賛成で決定）を原則とした。この「持ち票」をどうするかである。

今論議されているのが「二重多数制」だ。それによると①五割をこす加盟国が賛成し、②かつ賛成国の人口がEU総人口の六割以上の時可決するというものだ。（編集部）

大阪で、加藤・岡田両弁護士招いて国鉄闘争シンポ

六月九日（水）、京阪神の四弁護士呼びかけによって開かれた国鉄闘争シンポジウムに参加した。表題は『このままではあかん！どないすんねん！一〇四七人の闘い。関係弁護士氏と語る』とある。中心の梅田章二氏は一月の大阪府知事選で共産党などが推した候補者であり、かつ共産党系が圧倒的に多い西日本や近畿の国労幹部とは極めて近い人だ。幅広い憲法闘争のまとめ役などの活躍でも名を馳せている。他の三氏もそれぞれ京都、兵庫で国労・建交労支援に携わって来た著名な弁護士だ。

そのシンポのパネリストが、鉄建公団訴訟主任弁護士・加藤晋介氏と、国労常任弁護団の岡田尚氏の二人。岡田氏は、二月に全面勝利を勝ち取った横浜人活事件で中心的役割を果たされ、原告の職場復帰にあたって鉄建公団や国交省相手に交渉の詰めもされたという。注目されるのは、いわゆる「四党合意」推進の最大勢力であった共産党系の拠点・大阪で、共産党系と言われる四弁護士が加藤弁護士を招いたことだ。四党合意当事、本部副委員長であった上村氏がエリア委員長を務める西日本本部では、鉄建公団訴訟は全くのタブー。団結回復のためにはまず訴訟取りおろしが先決という態度は今なお続いている。しかし四氏の努力もあり、当日の国労からの参加者は上村委員長を含めた機関役員と、鉄建公団原告団を支援してきた職場活動家達が仲良く席を並べた。建交労も『理論集パンフ』も配布し積極参加。全体では京阪神や奈良から約一五〇名が、二時間の緊張感あるディベートを一言も聞き漏らすまいと熱心に参加した。

冒頭に岡田氏と加藤氏がそれぞれ問題提起。岡田氏に続いていつもの加藤節が展開され、最高裁判決を受けた新しい局面、ILO闘争の限界、雇用確認を主位的請求とする意義、訴訟抜き政治解決の時代錯誤等々、核心をすばすば突いた上で、「鉄建公団訴訟が年明けに迎える判決前の和解協議の場に、国労本部・国労弁護士団が後続訴訟をひっさげて合流してくるのか否か」と明快に共闘と統一の呼びかけをされた。「加藤先生と並べばこちらが劣勢はわかっていた」と国労本部に配慮せざるをえない心中を吐露された岡田氏の切り返しは、「国労組織を大切にするか否か」。しかし他方では「国労本部として、重なり合う訴訟が提起されるべき。鉄建公団訴訟を取り下ろせなどという条件は出さないほうがいい」とも述べられた。

他の呼びかけ弁護士からは、「国鉄闘争は、ある時から我々ヒラ弁護士には全く情報が伝えられなくなり、四党合意も未だに闇の中。鉄建公団訴訟はハードル多いがとても魅力ある。もう一度『心を一つに』できるような提起と、こういう互いの意見交換の場がもつ

と欲しい。」などの注文があった。シンポの最後には、参加原告団・争議団五名の自己紹介と感想披露の場面も設けられた。

シンポの報告集も作成されると聞いている。国労総体が一〇四七名の大結集に向かうのか、あくまで亀裂を放置するのか重大な岐路に直面している中での、四・一三東京集会に続く取り組みだったのかとの感想を胸に会場を後にした。
(大阪・O)

◇ 読者からのおたより ◇

残金カンパ 誌代一年分送ります。残金は僅少ですがカンパです。いつも情報をご提供くださって感謝しています。
(東京・W)

編集部より 嬉しいお便り、それにカンパ。感謝です。

教員評価制度導入 宮城でも教員評価制度が今年度から入り、職場は右往左往です。管理職でさえ「こんな制度」などという始末です。これで、全人格まで評価されては、困ったものです。
(教育労働者・A)

編集部より 個人の尊重、創造力をいながら管理、管理、管理。日本経団連の文書は資本にとつて都合よい労働者づくりでいっぱい、まさに教育工場論です。
(千葉・W)

継続します 誌代、遅くなつてすみません。貴通信の購読、続けたいのでよろしく！

編集部より ご購読ありがとうございます。ご意見よせてくだされば嬉しい。

がんばれ 小生八十歳。目も見えなくなりましたが、生きている限り続けさせていただきます。頑張れ社会通信！
(東京・K)

編集部より 大先輩からの励ましに感謝。元氣です。ご健康祈ります。

「ドロナワ」 今回も送金が遅くなり申し分けありません。昔からの「ドロナワ」変えねばと思いつつ、なかなか変わりません。
(佐賀・K)

編集部より 私の方も同じ「ドロナワ」。活をどう入れようかと思案中です。

切手代に 年間購読料です。少額ですが、残金がありましたら切手代にお使い下さい。
(埼玉・O)

編集部より 相変わらずご多忙ですか。カンパに感謝。すみません。

ひたすら護憲 平和憲法の改悪策動が日々、激化する。これに断じて抗するべく、「知恵のある者は知恵をだし、カネのある者はカンパし、体力のある者は声や力をだす」(毛沢東)をモットーにひたすら護憲を訴え続けたい。
(沼津・T)

編集部より 「群れて流れる」とはこんなことをいうのでしょうか、一人ひとりとは不安、心配、なんでといらだっているのに時代は一人歩き。「ひたすら護憲」大賛成！

資料です 資料を送るのが遅くなり大変申し分けありません。支部機関紙〇四春闘特集号六頁〜八頁の取り組みは、今年で一九九六年以降九回目となる取り組みです。区内のしかも連合加盟の八労組だけですが、地域、職場の情勢の一端を理解するのに役立てていただければ幸いです。
(東京・C)

編集部より 貴重な資料ありがとうございます。もちろん役立たせていただきます。

再購読 しばらく休んでいましたが再購読したいと思えます。送付ください。

編集部より 再購読、心からありがとうございます。意見聞かせてください。送付ください。
(富山・N)

よかったですね 新宿駅ホーム、エレベーター設置の要請行動は、私が何もできないうちに大きな成果をあげられてよかったですね。世論とマスコミの力は大きい。マスコミはやはり第四の権力ですか。当方は世田谷の街で多忙中です。E氏の「祝う会」でお逢いできると思っています。

(東京・M)

編集部より エレベーター設置、意外に早かったのには驚かされました。新聞が適度にかつ立派に書いてくれたことにもあるようです。E氏のことには知りませんでした。残念！

励み いつも誌代遅れ申し訳ありません。「社会通信」に励まされ頑張っています。

編集部より 嬉しい。元氣です。ね。これからもよろしく。原稿寄せてよ。

「目覚めよ」 「国労本部はいいかげんに目覚めよ」と言いたい。労働者の基本的人権を守るのが労働組合の役目である。十七年間、困難な闘いに立ち向かっている大切な仲間を処分するとは、国家権

力の番人にも等しい行為だ。不当解雇撤回の四・一三大集の大成功おめでとう。
(北海道・S)

編集部より 人も組織も腐ると速い。あらためて教えられました。四・一三は既報のように大成功。ようやくと次への一歩の基礎ができた、みんな勇氣百倍です。